

川集利 郎兵衛實子出し、尾張國ニをいて雖懇望候、不能許容候處ニ、色々越前守異見被申候條、思案半儀ニ候。然者越州、廿日比には何之道にも可爲開陣候。越中に行儀、はや越州与令談合相定候間、佐々内藏助山取以下仕候とて、聊卒尔なる働御無用ニ候。うちばニ被相構、越前守被相越候を可被待儀專用候。自然不被待付越度候而者、不可有其曲候。猶使者へ申渡候。恐々謹言。

筑前守

(天正十二年) 九月八日

(前田利家) 又 左

秀吉 在判

御返報

(羽柴秀吉はこの際尾張に在りて徳川家康と相對峙せり。)

【溫故足徴】

一八五四

至境目、佐々藏助罷出付而、各被相動情入由尤ニ候。此表丈夫ニ申付、人數不入候條、惟越五三日中ニ開陣候て、

則其表に陣出陣ニ候。其間無越度様ニ、聊卒尔ニ働あるまじく候。爲其申遣候。恐々謹言。

筑前守

(天正十二年) 九月八日

(利勝) 前田孫四郎殿

秀吉 在判

御陣所

九月十三日。前田利家、羽柴秀吉に、羽咋郡末森に於ける佐々成政との戦に勝利を得たることを報ず。

【奥村記録】

一八五五

此表一昨日如申上候、佐々内藏助去九日能州末森取巻候旨注進之條、戌刻ニ加州金澤打立、能州へ十一日曉、則責候所へ不移時日切懸、鎧先にためずつき崩、藏助家中數人共之首、注文付注 進上候。其外數千餘打捕付而、藏助令被重、栗柄へ被罷退候と申候。但慥には聞不申候。其競を以、七尾に有之同名五郎兵衛・中川清六、越中内境目之荒山城へ被懸責崩、城主之事は不及申、悉刎首候付而、勝山同

前落居候條、越中國中へ付入候。追付雖可申候。自然御意をも不請、卒爾之働と被思召候てはいかゞと存、不

及是非金澤へ打入、人馬之いきをつがせ候間、御意次第に彼國へ亂入、藏助可刎首を案之内ニ御座候。

(天正十二年) 九月十三日

(羽柴秀吉) 筑前州 様

(利家) 前田又左衛門尉

(本文は原文書の意を取りて録せしものなるべし。七尾の前田安勝が荒山を攻略せることは、本年十月廿六日の條にも見ゆれども眞僞知るべからず。)

【奥村記録】

一八五六

今度越中衆打死人名、大分注進之候。
 佐々喜右衛門 野々村 主水助 佐々新右衛門
 齋藤 九郎次郎 久世 又兵衛 同 又 助
 堀田次郎右衛門 野入 平右衛門 山下 甚八
 佐久間勘介 本庄市兵衛
 佐久間源六是は討死候と申候へども首見へず候

此外首千餘討捕之、大將分迄付進之候。以上。

(天正十二年) 九月十三日

九月十四日。前田利家、能登の青木善四郎等に、羽咋郡末森の戦勝を告げ自ら輕舉すること勿らしむ。

【青木文書】

一八五七

返々越中にて人數を持候ほどのものをば討捕候。ひとり之ひに成候間、れうじのはたらき有べからず候。以上。

態令申候。依越中へ神保安藝、甚助・牛之助を返し遣し候由申越候、れうじに城を出候事無用候。惣別其元無人にて働候事、一切有間敷候。働候而よき時分、此方より人數を遣候。同前に可被申付候。指出たる義無用候。爲心得令申候。其元不可有由斷候。恐々謹言。

(前田) 又 左

(天正十二年) 九月十四日

利家 在判

青木善四郎殿